

○早島町結婚定住奨励事業実施要綱

(平成 28 年 6 月 29 日要綱第 28 号)

改正 平成 28 年 12 月 1 日要綱第 41 号 平成 31 年 3 月 11 日要綱第 53 号
令和 4 年 3 月 25 日要綱第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住居確保に要する諸費用等の負担軽減を図り、もって早島町への定住を促すため、これに寄与する者に対して、予算の範囲内において早商振興会加盟店で使用できる商品券（以下「商品券」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 商品券の交付対象者は、婚姻の日（以下「婚姻日」という。）が平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間にある者であって、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 夫婦のいずれかが、社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会が運営する結婚相談所に登録していたこと若しくはおかやま出会い・結婚サポートセンター（岡山県事業）が運営するおかやま縁むすびネットに登録していたこと又は夫婦がともに同一の結婚支援事業に参加していたこと。
- (2) 婚姻日現在において、夫婦いずれかの年齢が 40 歳未満であること。
- (3) 婚姻日から起算して 2 か月を経過する日までに夫婦ともに町内に住所を有していること。
- (4) 過去に夫婦ともにこの要綱の規定による商品券の交付を受けていないこと。
- (5) 夫婦ともに町税及び町納付金を滞納していないこと。
- (6) 早島町へ定住の意思を有していること。

2 前項第 1 号に規定する結婚支援事業は、結婚を希望する独身男女の健全な出会いの機会を創出又は提供することを目的として実施される事業であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町が主催するもの
- (2) 町が関係団体等と協力し行うもの
- (3) その他町長が適当と認めるもの

(交付額)

第 3 条 商品券の交付額は、1 組 10 万円とする。

(交付申請)

第4条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 早島町結婚定住奨励事業商品券交付申請（請求）書（様式第1号）
- (2) 戸籍全部事項証明書
- (3) 住民票（世帯全員のもの）
- (4) 納税証明書

2 前項に規定する申請は、婚姻日から6か月を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、商品券を交付することが適当と認めたときは、早島町結婚定住奨励事業商品券交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

2 前項の通知により商品券を受け取ることができる者の範囲は、当該夫婦に限るものとする。

3 申請者は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、早島町結婚定住奨励事業商品券受領書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が次の各号に掲げる事項に該当したときは、交付決定を取り消し、既に交付した商品券の交付額に相当する金額の全部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 町長が特に適当でないと認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に交付決定を受けた奨励金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日以降も、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月1日要綱第41号)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月11日要綱第53号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

早島町結婚定住奨励事業商品券交付申請(請求)書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

早島町結婚定住奨励事業商品券交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

早島町結婚定住奨励事業商品券受領書

[別紙参照]